

アスベスト工事の実施における安全対策の徹底について (飛散による人身事故を防ぐために) 公共施設版

※本チラシは届出対象特定工事が対象です

工事前の措置

施設管理者・工事発注者・元請業者(受注者)

- 工事は利用者のいない余裕をもった時期・期間に実施するよう計画する。ただし、休止不可能な施設については、事故が発生した場合でもアスベストのばく露が起きない二重・三重の対策を行う。
- 元請業者は事前調査の結果・届出事項を施設管理者・工事発注者に説明しましょう。また、特定粉じん排出等作業の方法等を下請負人に説明しましょう。
- 事前に、施設管理者、工事発注者、元請業者等(以下「工事関係者」という)は、現場に関する情報を収集・整理し、想定されるリスクを洗い出し、相互に協議し、解決策又は事前の対応策を定める。
- 緊急時における工事関係者、アスベスト工事を所管する機関(※)及び消防署、警察署の連絡先並びに措置内容を定める。
(※)県環境センター、労働基準監督署等
- 工事期間、工事内容、安全対策等必要な事項について、工事関係者の間で役割分担を定め、周辺住民等関係者全員に周知を図る。
(例)・工事関係者 : 施設管理部局(学校の例:学校、教育委員会)、発注担当部局、元請業者等の担当者が所属する部署の職員等
・周辺住民等関係者: 施設利用関係者(学校の例:学校職員、児童・生徒、保護者等)及び周辺住民
- 工事関係者毎に工事に関する責任者を置き、責任者は、その決められた役割を履行し、チェックリストに記録を残す。

前処理時の確認事項

元請業者が、工事の安全を確保することはもとより、発注者も、公共建築物の安全性を確保し、公共事業の適正な執行者としての観点から確認を行いましょう。

工事発注者等

- 右記の重点事項を確認する。
- 立入禁止区域の明示内容を確認する。
- 作業実施期間、特定粉じん排出等作業の方法、事前調査の結果等を表示した掲示板の設置を確認する。

元請業者(受注者)

- 重点事項を発注者等に説明する。
(項目例)
 - ・プラスチック(養生)シートの張り方
接着状況、目張り、悪天候時対応等
 - ・集じん・排気装置
 - ・工事中の留意事項の実施方法
 - ・届出時の指導事項
- 立入禁止区域を明示する。
- 作業実施期間、特定粉じん排出等作業の方法、事前調査の結果等を表示した掲示板を設置する。

○施設の閉鎖等、人が出入りできない措置を行いましょう

除去等作業中の留意事項

現場の状況に問題がないか工事関係者が主体的に確認しましょう。

工事発注者等

- 人が出入りできない措置について継続されているか確認する。
- 元請業者の工事の履行状況を基準の遵守という観点から、確認する。



※建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止徹底マニュアルより

工期によっては複数回の確認が必要です

元請業者(受注者)

- 人が出入りできない措置について継続されているか確認する。
 - 作業基準を遵守するとともに、履行状況を発注者等に説明する。
 - レベル1又は2の建材を掻き落とし等する場合
 - 作業場の隔離、前室の設置
 - ・養生シートのつなぎ面からアスベストが漏れることのないよう、養生テープの状態を確認
 - 作業場及び前室を負圧に保ち、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置の使用
 - ・集じん・排気装置のフィルタが目詰まりすることのないよう確認
 - 集じん・排気装置の稼働確認①
 - ・初日除去開始前に集じん・排気装置が正常に稼働することを確認
 - 作業場及び前室の負圧確認(除去開始前及び中断時)
 - ・差圧計等で作業場及び前室が負圧となっていることを確認
 - 除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化
 - 集じん・排気装置の稼働確認②
 - ・初日除去開始直後、集じん排気装置の移動時、フィルタ交換時、その他必要がある場合に集じん・排気装置の排気口で、粉じん測定器により正常稼働を確認
 - 除去後、隔離を解く前に除去部分へ薬液等の散布及び作業場内の清掃その他特定粉じんの処理
 - 作業の実施状況の記録
 - ・作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまで保存
 - 作業が計画に基づき適切に行われていることを確認する。
 - 敷地境界等で石綿濃度を測定するよう努める。
- 下請負人も作業基準遵守義務等の対象となります

除去等作業終了時の確認事項

工事発注者

- 測定結果を確認する。
- 作業結果を書面で確認する。

元請業者(受注者)

- 取り残しがないこと等の確認を知識を有する者に確認させる。
- 隔離を解く前に石綿濃度の測定とその評価(作業場内)
- 作業結果を発注者に書面で報告する。
- 作業に関する記録を作成し、発注者への報告書面の写し及び記録を3年間保存する。

※工事の履行確認後に立入禁止の解除を行い、周辺住民等へ報告しましょう。

【参考】

詳細な確認事項等については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課)を参照願います。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf

○パンフレット(公共施設版)作成者

新潟県環境局環境対策課 大気環境係 電話025-280-5155